○岩国市水道局条件付一般競争入札実施要領

平成28年９月１日制定

（趣旨）

第１条　この要領は、岩国市水道局（以下「局」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の５の２の規定に基づき、入札に参加しようとする者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　この要領の対象となる工事は、局が発注する工事のうち設計金額が1,500万円以上の土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び解体工事その他専門工事並びに設計金額が4,500万円以上の管工事及び水道施設工事とする。ただし、工事の内容から条件付一般競争入札によることが適当でないと認められるものを除く。

（入札参加資格）

第３条　条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を満たさなければならない。

⑴　岩国市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。

⑵　令第167条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

⑶　局又は岩国市による指名停止の期間中でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

⑸　建設業法第27条の29第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

２　入札執行者は、次の事項について、必要に応じて前項の入札参加資格の要件に加えることができる。

⑴　名簿の格付等級区分

⑵　本店又は営業所の所在地に関すること。

⑶　同種又は類似工事の実績に関すること。

⑷　配置予定技術者の資格等に関すること。

⑸　資本関係又は人的関係がある者同士の入札への参加に関すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（入札の公告）

第４条　入札執行者は、第２条に規定する工事を条件付一般競争入札に付すときは、次に掲げる事項について、岩国市水道事業会計規程（平成18年水道局規程第40号。以下「規程」という。）第102条の規定による公告を行うほか、局ホームページへの掲載並びに総務課において閲覧及び掲示に供するものとする。

⑴　入札に関する事項

ア　工事名

イ　工事場所

ウ　工事の概要（工法、構造、延長、幅員、延べ床面積等）

エ　工期

オ　予定価格（入札書比較価格）

カ　アからオまでに掲げるもののほか、必要と認める事項

⑵　入札参加資格

⑶　設計図書の閲覧又は配布の期間、場所及び方法

⑷　質問回答に関する事項

⑸　入札保証金及び契約保証金に関する事項

⑹　入札書の提出方法

⑺　入札書の到達期限

⑻　開札の日時及び場所
⑼　入札の無効に関する事項
⑽　前各号に定めるもののほか、必要と認める事項

（設計図書の配布等）

第５条　設計図書の配布は、入札参加者が局ホームページから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。

２　岩国市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、設計図書の配布期間内に入札参加者からパスワード照会書（様式第１号）の提出を受け、これに対し、パスワード回答書（様式第２号）により設計図書の閲覧に必要なパスワードを回答するものとする。

３　前項の規定による提出及び回答は、ファックスにより行うものとする。

４　設計図書に関する質問は、工事内容質問書（様式第３号）により、局が定める指定期日までに総務課において持参又はファックスにより受け付け、当該質問の回答は工事内容質問回答表（様式第４号）により、局ホームページ及び総務課の掲示場所において開札日の前日（ただし、当該日が休日に当たる場合は、当該休日の前の直近の休日に当たらない日とする。）まで閲覧に供するものとする。

（現場説明）

第６条　条件付一般競争入札に係る現場説明会は、行わないものとする。

（入札保証金）

第７条　条件付一般競争入札に係る入札保証金は、規程第105条の規定により免除する。

（入札の方法）

第８条　入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を次項から第４項までの規定に従って作成し、指定された到達期限までに、日本郵便株式会社岩国郵便局（以下「指定郵便局」という。）留の一般書留郵便の方法により提出しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。

⑴　入札書（様式第５号）
⑵　工事費内訳書
⑶　前２号に掲げるもののほか、入札公告で定める書類

２　入札の回数は、１回を限度とする。

３　入札参加者は、入札書等の提出については、中封筒（長形３号サイズ）及び外封筒（角形２号サイズ）の二重封筒を使用するものとし、次の方法により行わなければならない。

⑴　入札書を中封筒に入れ、糊付けの上封印（３か所割印）し、表面に指定表紙（様式第６号）を糊付けすること。この場合において、指定表紙には、工事番号、開札日、工事名、入札参加者の住所、商号又は名称を記入すること。
⑵　前項の中封筒、工事費内訳書及び入札公告で定める書類を外封筒に入れて封かんし、表面に指定表紙を糊付けすること。この場合において、指定表紙には、工事番号、開札日、工事名、入札参加者の住所、商号又は名称を記入すること。

４　第１項の到達期限経過後の入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の辞退）

第９条　入札参加者は、入札書等を提出した日から開札時刻までに、入札辞退届（様式第７号）を郵送又は持参して総務課に提出することにより、入札を辞退することができる。

２　前項の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。

（入札書等の保管等）

第10条　入札執行者は、入札書等を指定郵便局から回収した後は、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

（条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成）

第11条　入札執行者は、開札の開始までに、外封筒に記載された事項を基に条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（様式第８号。以下「一覧表」という。）を作成するものとする。ただし、開札の開始までに作成することができないときは、開札後に作成することができる。

２　入札執行者は、入札が無効であること、又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明

らかな者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

（立会人）

第12条　開札の立会いを希望する入札参加者は、当該入札に係る工事ごとに、入札公告に示す到達期限の正午までに、総務課にファックスで入札立会希望申請書（様式第９号）を提出しなければならない。

２　入札執行者は、前項の規定による申請があったときは、申請者全員を立会人として指定するものとし、その旨を通知するものとする。

（開札前の簡易審査）

第13条　開札事務従事者は、開札の前に簡易審査を行い、当該簡易審査を行った結果、入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

２　前項の簡易審査は、入札書等の指定郵便局への到達日、外封筒に糊付けされた指定表紙の記載事項、入札参加資格の要件について、その内容の適否を審査するものとする。

（開札）

第14条　開札は、入札公告により指定した日時及び場所において行うものとする。この場合において、開札時に立会人がいないときは、令第167条の８の規定により、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

２　立会人は当該開札終了後、開札確認書（様式第10号）に署名を行うものとし、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

３　開札事務従事者及び立会人以外の者は、開札会場に入場できない。

４　入札参加者（前条に規定する簡易審査で入札が無効となった者を除く。）が１人となった場合であっても、開札を行うものとする。

（入札の無効等）

第15条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とすることができる。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

⑴　入札公告に示した入札参加資格のない者がしたもの

⑵　虚偽の申請を行った者がしたもの

⑶　到達期限までに到達しなかったもの

⑷　第８条に規定する方法によらないもの

⑸　指定表紙に商号又は名称が記載されていないもの

⑹　指定表紙の表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの

⑺　１通の封筒に２枚以上の入札書を入れたもの

⑻　同一の入札参加者が２通以上提出したもの

⑼　金額を訂正したもの

⑽　入札書等に管理者名、商号又は名称の記入又は押印のいずれかがないもの

⑾　入札書等の工事名若しくは工事場所が入札公告と一致しない、又は記載されていないもの

⑿　入札書等の内容について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が明確でないもの

⒀　中封筒に封印がないもの

⒁　提出期限内に入札参加資格確認書類の提出がなかったもの

⒂　明らかに連合によると認められるもの

⒃　代理人がしたもの

⒄　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの

２　工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その入札は無効とすることができる。この場合において、無効とした入札書は返却しないものとする。

⑴　工事費内訳書の提出のないもの

⑵　第８条第３項第２号の提出方法によらずに提出されたもの

⑶　工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの

⑷　入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの

⑸　鉛筆書き等により意思表示が明確でないもの

⑹　入札参加者の実印又は使用印鑑の押印を欠くもの

⑺　工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの

⑻　工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
⑼　工事費内訳書の各項目が、管理者が指定した記載項目を満たしていないもの
⑽　工事費内訳書の各項目に空欄又は０円と記載のあるもの
⑾　工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出したもの

（落札候補者の決定）

第16条　入札執行者は、入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者（無効な入札を行った者を除く。）を落札候補者とする。

２　前項の規定により落札候補者を決定したときは、開札会場において落札候補者名及び応札価格を読み上げ、速やかに当該内容を総務課の掲示板で公表するものとする。ただし、当該落札候補者の応札価格が局の設定した低入札調査基準価格を下回る場合（以下「低入札」という。）は、落札候補者が低入札に該当したことのみを公表するものとする。

３　第１項の場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が複数あるときは、該当する者が全員立会人である場合にあっては、該当者全員により直ちにくじを引かせて落札候補者及び順位を決定するものとし、そうでない場合にあっては、局が指定した日時に該当者全員によりくじを引かせて落札候補者及び順位を決定するものとする。この場合において、該当者のうちでくじを引かない者があるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した該当者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（落札候補者に対する通知）

第17条　入札執行者は、落札候補者が開札に立ち会っている場合を除き、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により落札候補者となったことを通知するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第18条　入札執行者は、落札候補者を決定したときは、次に掲げるもののうち入札公告で定めた書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求め、当該落札候補者の入札参加資格の審査（以下「事後審査」という。）を行うものとする。

⑴　条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第11号）
⑵　同種・類似工事の施工実績調書（様式第12号）
⑶　配置予定技術者届（様式第13号）
⑷　総合評定値通知書の写し
⑸　建設業許可通知書の写し
⑹　監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書類
⑺　資本関係・人的関係等調書（様式第14号）
⑻　前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

２　前条に規定する通知を受けた落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して３日以内（岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第２号）に定める休日を除く。）に前項の入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

３　落札候補者が、前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、無効とする。

４　前項の規定により無効とされた落札候補者については、第９条第２項の規定を準用する。

（落札者の決定）

第19条　入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに落札者と決定し、落札決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

２　入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したとき、又は前条第３項の規定により落札候補者の入札を無効としたときは、当該落札候補者に対し、速やかに理由を付して入札参加資格非適合通知書（様式第16号）により通知するものとする。

３　前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は第16条第３項の規定によるくじ引きにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、第17条から本条までの規定について、落札者を決定するまで同様の手順により行うものとする。

４　第２項の通知に不服のある落札候補者は、その理由について非適合理由説明請求書（様式第17号）により説明を求めることができる。

５　入札執行者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該落札候補者に対し書面によ

り回答するものとする。

（落札決定までに入札参加資格を失った場合）

第20条　落札候補者が落札者と決定するまでに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなし、第19条第３項の規定を準用して落札候補者を決定する。

（低入札に係る調査）

第21条　入札執行者は、落札候補者の入札が局の定める低入札に該当するときは、岩国市水道局低入札価格調査実施要領（平成23年４月１日制定）の規定に基づき、低入札に係る調査を行うものとする。

（入札の中止）

第22条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事に係る入札を中止するものとする。

⑴　落札候補者に変更が生じる等当該入札を中止しなければ適切な契約を締結できないと認められるとき。

⑵　管理者が入札の中止が必要であると認めるとき。

（その他）

第23条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成28年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）パスワード照会書
様式第２号（第５条関係）パスワード回答書
様式第３号（第５条関係）工事内容質問書
様式第４号（第５条関係）工事内容質問回答表
様式第５号（第８条関係）入札書
様式第６号（第８条関係）指定表紙
様式第７号（第９条関係）入札辞退届
様式第８号（第11条関係）条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表
様式第９号（第12条関係）入札立会希望申請書
様式第10号（第14条関係）開札確認書
様式第11号（第18条関係）条件付一般競争入札参加資格確認申請書
様式第12号（第18条関係）同種・類似工事の施工実績調書
様式第13号（第18条関係）配置予定技術者届
様式第14号（第18条関係）資本関係・人的関係等調書
様式第15号（第19条関係）落札決定通知書
様式第16号（第19条関係）入札参加資格非適合通知書
様式第17号（第19条関係）非適合理由説明請求書